

第2次豊丘村環境基本計画

令和5年（2023年）4月

豊 丘 村

目 次

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	3
4 計画の対象区域	3

第2章 計画の基本方針

1 基本理念	4
2 基本政策	4
3 政策の体系	4

第3章 施策の内容

1 資源循環型社会・地球温暖化防止対策の推進	
(1) 脱炭素への取組の推進	5
(2) ごみの減量リサイクルの推進	8
(3) 再生可能エネルギーの活用	13
2 里山風景の保全	
(1) 自然と調和した景観形成の促進	15
(2) 空き家・遊休農地対策の推進	16
(3) 環境美化活動の推進	18
(4) リニア中央新幹線工事の影響による自然環境の保全	19

第4章 計画の推進

1 計画の推進体制	20
2 計画の進行管理	21
[別添資料]	22

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景と目的

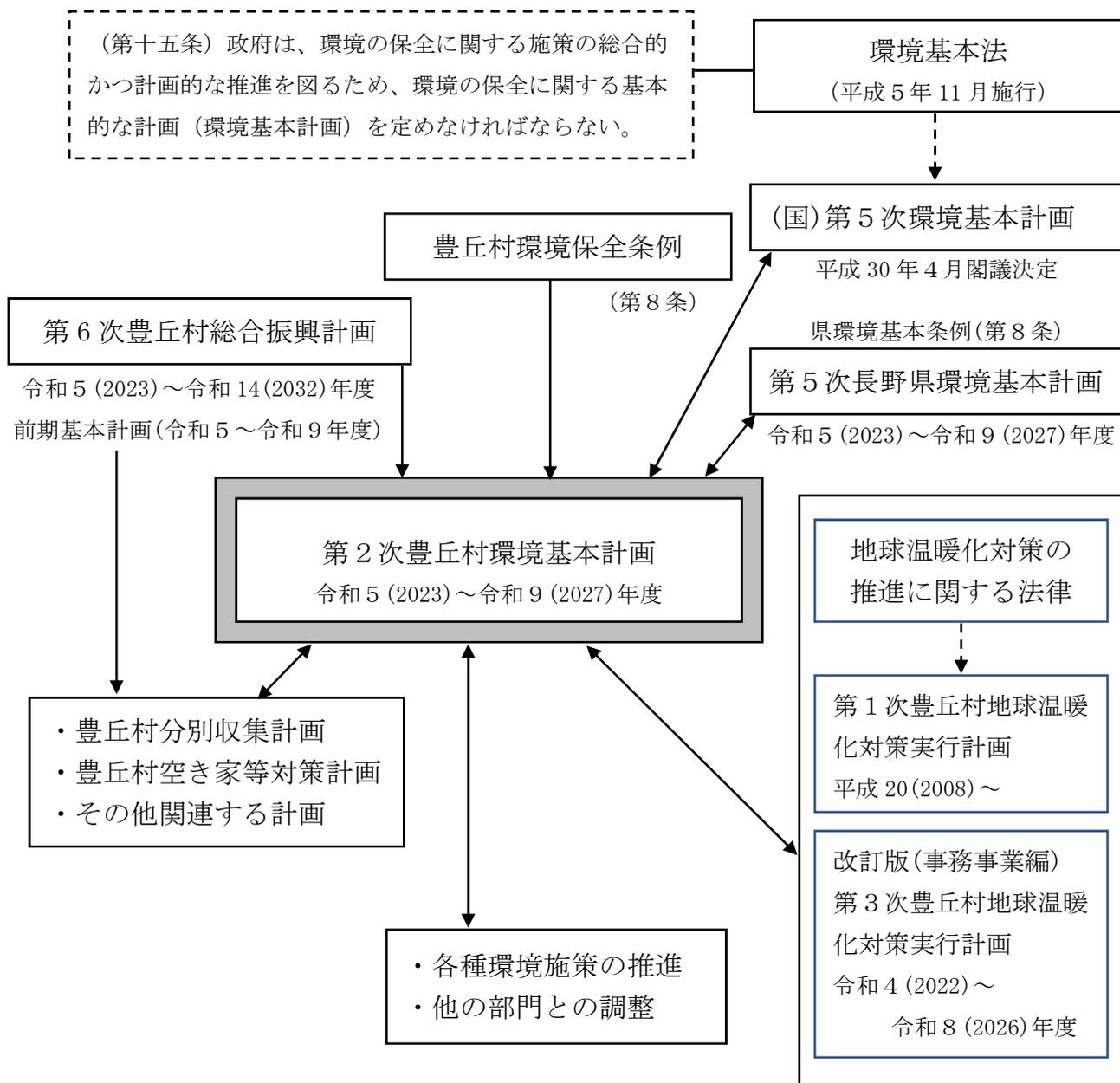
- 近年、大気中の二酸化炭素濃度の増加に起因するとされる地球温暖化の進行により、気候変動、生態系への影響など、地球規模で環境に様々な変化が生じており、こうした気候変動がもたらす異常気象による大規模な自然災害の発生は、私たちの暮らしに不安を与えています。また、マイクロプラスチック※1による海洋汚染も大きな社会問題となっており、資源の再利用、再生可能エネルギーの活用など、環境に対する関心はますます高まっています。このような中、2015年9月にニューヨークで開催された国連持続可能な開発サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、SDGs（持続可能な開発目標）※2として、2030年までに達成すべき17のゴール（目標）と169のターゲットが示されました。この中には、気候変動、生態系、資源・エネルギー、食糧生産など、地球環境に関わる数多くの課題が含まれています。また同年12月には温室効果ガス※3排出削減に向けたパリ協定※4が締結されるなど、深刻化する地球温暖化に対して、世界全体で早急な取組みが求められています。
- 我が国においては、平成30年（2018年）4月に第5次環境基本計画が閣議決定され、持続可能な循環共生型社会※5の実現に向けた今後の基本方針と戦略・施策が示されました。長野県においても、同年3月には第4次長野県環境基本計画が策定され、令和5年3月には「共に育み未来につなぐ豊かな自然と確かな暮らし」を基本目標に、第5次長野県環境基本計画（2023年度～2027年度）が策定されています。
- 豊丘村では、平成30年度（2018年度）に第1次豊丘村環境基本計画を策定し、村事業者、村民が一体となって住みよい環境を保全する取り組みを進めてきました。また、低炭素社会の実現に向けて、令和4年（2022年）4月に豊丘村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を改訂し、温室効果ガス排出量削減と再生可能エネルギーの活用を進めることとしています。

このような背景のもと、豊丘村では新たな視点を取り入れながら、地域と地球規模の環境問題の解決に取り組んでいくため、「第2次豊丘村環境基本計画（以下、本計画という）」を策定しました。

2 計画の位置づけ

- 本計画は、豊丘村環境保全条例（平成25年豊丘村条例第13号）第8条に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定するものです。
- 上位計画である第6次豊丘村総合振興計画における環境分野の基本方針及び主要施策を踏まえて、これを具体化するものとします。

○ 国及び県環境基本計画の基本方針を踏まえつつ、豊丘村地球温暖化対策実行計画、豊丘村分別収集計画、豊丘村空き家等対策計画他関連する各種計画との整合を図るものとします。



【豊丘村環境保全条例】

第 8 条 村長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、環境基本計画を定め公表しなければならない。

2 環境基本計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標及び指針
- (2) 環境の保全に関する施策
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、環境の保全に関する必要な事項
(以下省略)

3 計画の期間

本計画の計画期間は、第6次豊丘村総合振興計画の計画期間に合わせ、令和5年度（2023年度）を初年度とし、令和9年度（2027年度）を目標年度とします。ただし、期間の途中においても、社会情勢の変化や計画の進捗状況、また新たな取り組みが必要になった場合など、必要に応じて計画を見直すものとします。

4 計画の対象区域

本計画の対象区域は、豊丘村全域とします。なお、環境に関わる問題は広域的な対応が必要となる場合もあるため、必要に応じて、国、県、南信州広域連合、近隣市町村など関係する機関や団体と連携を図ることとします。

[用語解説]

- ※1 マイクロプラスチック：海洋など環境中に存在する微小なプラスチック粒子で、厳密な定義はないが大きさが1mm以下、ないし5mm以下のものを指す。プラスチックごみが紫外線や波浪によって微小な断片になったものや、合成繊維、化粧品、研磨材として使用されるマイクロビーズなど、様々な製品から放出される。海洋汚染による生態系への影響、生物濃縮により海鳥や人間の健康への影響が懸念されている。
- ※2 SDGs：別添資料
- ※3 温室効果ガス：二酸化炭素、メタン、一酸化窒素など、大気中であって地表から放射された赤外線を吸収することによって気温の上昇をもたらす気体の総称。近年、産業の発展や森林の開拓などによって大気中に放出される温室効果ガスが増えていることにより、地球規模で気温の上昇が進行していると言われている。
- ※4 パリ協定：2015年12月フランス・パリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において採択された、京都議定書以来18年ぶりとなる気候変動に関する国際的な枠組みで加盟する全196カ国が参加。「世界的な平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」を目標に掲げ、5年ごとに削減目標を提出・更新することとされている。排出量削減目標の策定義務化や進捗の調査など、一部の法的拘束力があるが罰則規定は無い。
- ※5 循環共生型社会：有限である資源を効率的に利用するとともに再生産を行って、持続可能な形で循環させながら利用していく社会。国の第五次環境基本計画においては、SDGsの考え方に基づいた循環、低炭素、自然共生の総合的なアプローチにより、地域の循環資源を中心に、再生可能資源・ストック資源の活用、自然的なつながり、資金循環や人口交流等による経済的なつながりを深めていく「地域循環共生圏」の実現を掲げている。

第2章 計画の基本方針

1 基本理念

豊丘村環境保全条例では、第3条において次の3つの事項を基本理念として定めています。本計画は、この基本理念に則って策定することとします。

- 環境の保全は、人間が自然から多くの恵みを受けていることを認識して、生態系の均衡及び生物の多様性の確保に配慮し、自然と人とが共に生きていくことを目的として行うものとする
- 環境の保全は、環境資源及び環境の価値が有限であることを認識して、資源やエネルギーの合理的かつ再生可能な利用等により、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として行うものとする。
- 環境の保全は、地域の環境が地球環境と深く関わっていることから、すべての事業活動や日常生活において、地球環境の保全に役立つよう行うものとする。

2 基本政策

本計画における基本政策は、上位計画である第6次豊丘村総合振興計画に合わせて、『快適かつ自然と共生した生活環境の整備』とします。

3 政策の体系

目指すべき方向を実現するための政策は、次のとおりとします。

(1)資源循環型社会・地球温暖化防止対策の推進

- ①脱炭素への取組の推進
- ②ごみ減量・リサイクルの推進
- ③再生可能エネルギーの活用

(2)里山風景の保全

- ①自然と調和した景観形成の促進
- ②空き家・遊休農地対策の推進
- ③環境美化活動の推進
- ④リニア中央新幹線工事の影響による自然環境の保全

第3章 施策の内容

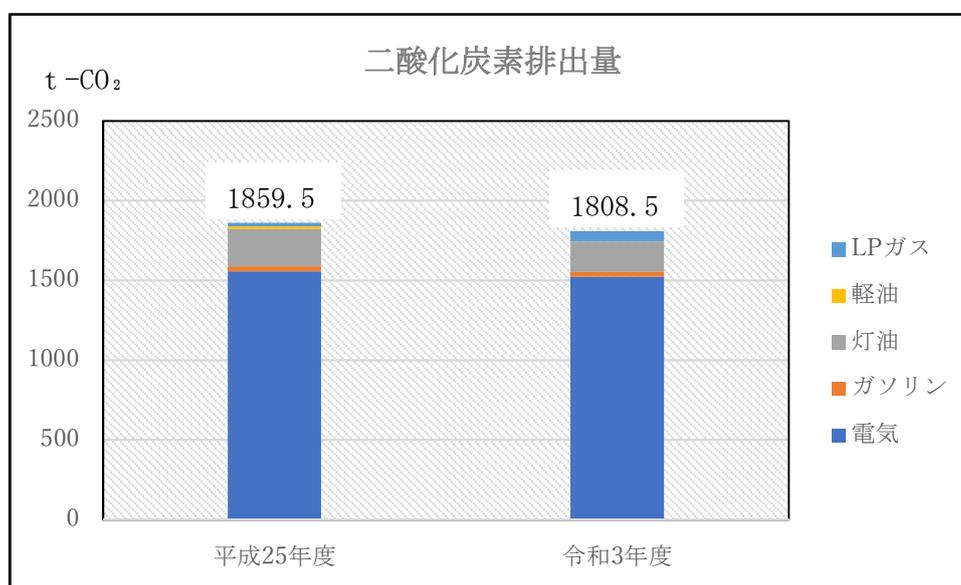
1 資源循環型社会・地球温暖化防止対策の推進

(1) 脱炭素への取り組みの推進

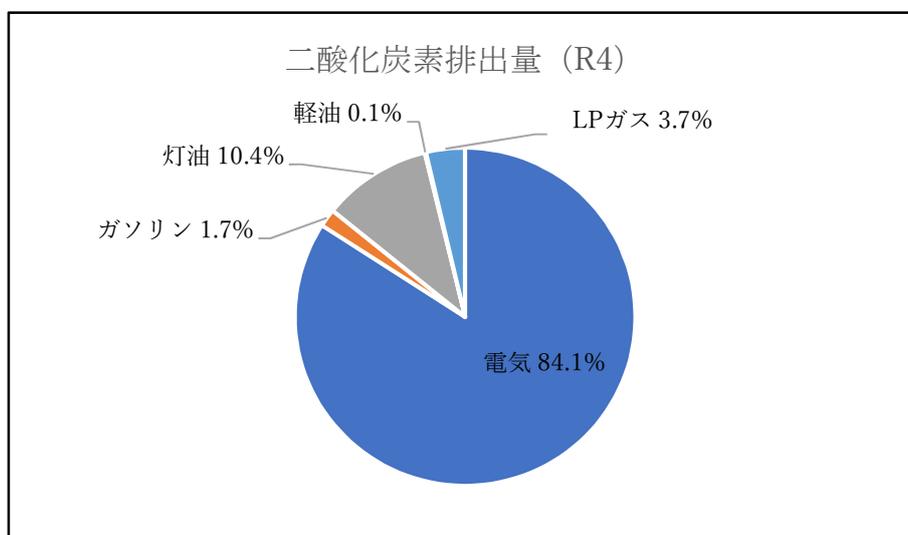
【現状と課題】

地球温暖化は、世界規模で自然環境に様々な影響をもたらしており、喫緊に取り組むべき課題です。村では平成20年度に第1次豊丘村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定、令和4年度には2度目となる計画の見直しを行い、第3次計画を策定、公共施設等における温室効果ガス排出量削減に向けた方針と目標を定めました。今後、計画を具体化し、地球温暖化対策の取り組みを積極的に進めていく必要があります。

村の主な公共施設のCO₂排出量の推移（平成25年度・平成29年度）



CO₂排出量のエネルギー種別の構成（令和3年度）



【基本方向】

地球温暖化の進行を抑えつつ生活の質を向上させ、快適な暮らしを維持することのできる村を目指します。

【施策の内容】

- ① 地球に優しい村づくりのために、温室効果ガス排出量削減のための省エネ、省資源対策を総合的に推進します。
 - ・ 第3次豊丘村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の具体化
 - ・ 公共施設におけるCO₂削減量の把握
 - ・ 各事業所におけるクールビズ・ウォームビズ※1の実施、啓発、情報提供
- ② 村有施設における設備機器の高効率化、太陽光発電設備、木質バイオマス機器の導入を促進します。
 - ・ 木質バイオマス機器（ペレットや薪ストーブ）の導入
 - ・ 公共施設の空調、照明設備等更新時における高効率化
役場庁舎空調設備更新（令和4年度）
公共施設照明器具のLED化の促進
 - ・ 太陽光発電未設置施設への導入促進
- ③ 家庭や事業所等の環境負荷の少ない機器の使用等、省エネルギーを推進します。
 - ・ 家電製品や機器類の、より環境負荷の少ない高効率機器への選択、更新
 - ・ 各家庭における節電等、省エネルギーへの啓発
 - ・ 電気自動車や低燃費車など環境負荷の低い自動車への転換、普及などの推進及びエコドライブの推進など運転時の環境負荷軽減の啓発
- ④ 植林、間伐等森林施業による森林保護を推進します。
 - ・ 森林整備の推進

【目標指標】

目標指標	現状 (2013年度)	目標値 (2026年度)	補足説明
公共施設等におけるCO ₂ 排出量	1,859t-CO ₂	1,423t-CO ₂ 20.7%削減	地球温暖化実行計画目標値

[用語解説]

- ※1 クールビズ・ウォームビズ：平成17年度より環境省が推奨している夏期及び冬期の服装や空調の設定温度、ライフスタイルなどを見直し、地球温暖化対策を推進する取組。政府は、2030年度までに温室効果ガス排出量を26%削減させる目標を達成させるため、クールビズでは、冷房時の室温の目安を28℃、ウォームビズでは、暖房時の室温の目安を20℃として、冷暖房に必要なエネルギー使用量を減らし、温室効果ガス排出量の削減を目的にしている。

(2) ごみの減量・リサイクルの推進

【現状と課題】

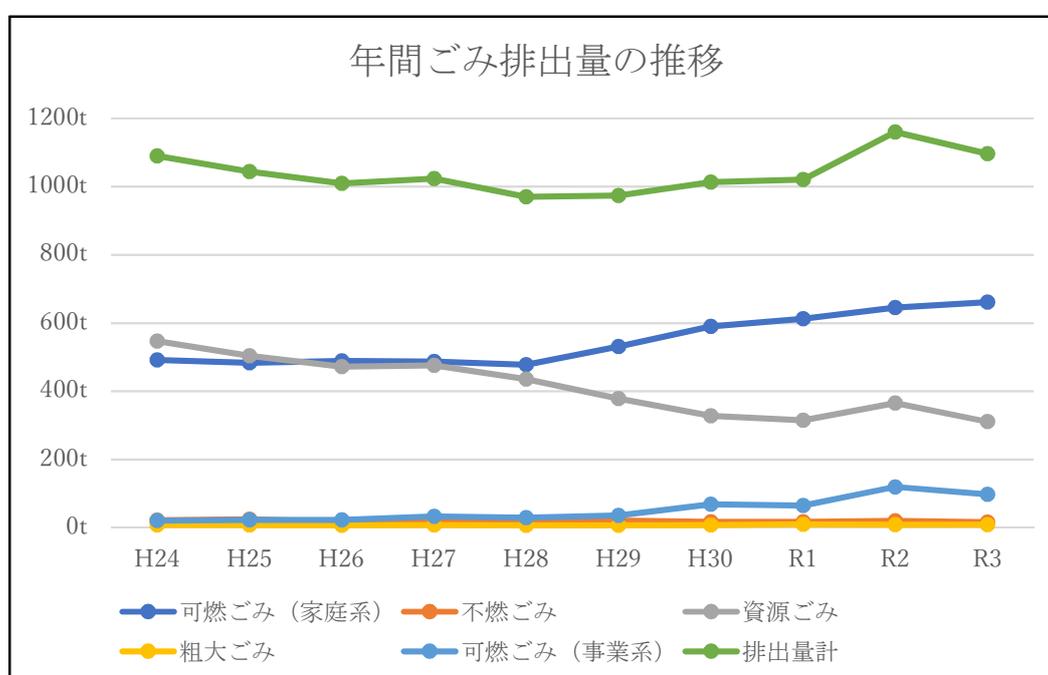
限りある資源を有効に利用するため、「大量生産・大量消費」から「循環型社会への転換が求められている中、豊丘村分別収集計画、一般廃棄物処理実施計画に基づき、ごみの減量化、資源化を推進してきました。

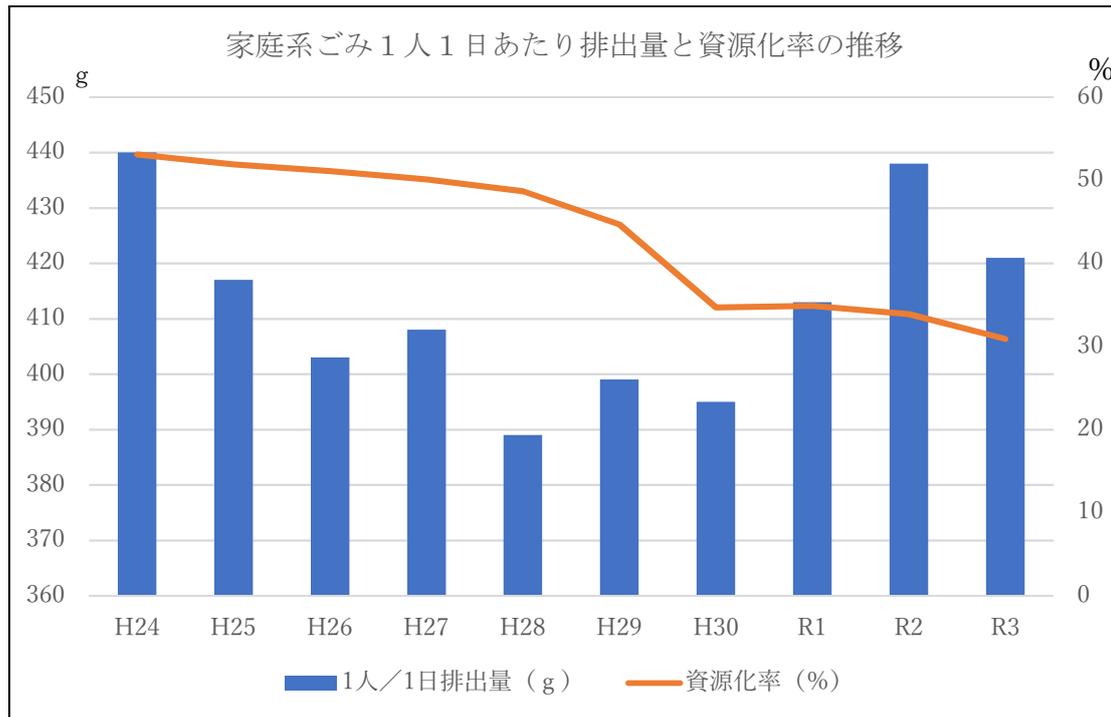
村のごみ排出量を見てみると、平成24年度以降、概ね横ばい傾向で推移してまいりましたが、平成29年（2017年）9月の稲葉クリーンセンターの稼働により、廃プラスチックの分別が資源ごみから可燃ごみへ、令和3年（2021年）2月には古布の資源回収が、新型コロナウイルスによる国外取引不調により、可燃ごみへと変わったことから、近年では可燃ごみが増加し資源ごみが減少する傾向にあります。

このような状況の中、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、国内における資源循環を一層促進する目的で、令和3年（2021年）6月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されました。

これによりプラスチック使用製品廃棄物（製品プラ）の分別収集及び再商品化のための体制を整備することになりますが、これは循環型社会の実現はもちろんのこと、プラスチックごみによる海洋汚染が世界的な問題となっていることから、早急に対応すべき課題です。

また、高齢化が進む中でごみの分別、ごみ出しが困難となり、可燃ごみ等の排出量が増加していくことが予想されます。住み慣れた地域で生活を続けていけるよう支援が必要です。





【基本方向】

ごみの減量化と資源化をさらに進め、ごみの適正処理により環境への負荷が少なく、大切な資源が守られている村を目指します

【施策の内容】

- ① ごみの発生抑制、再使用、再資源化（3R※1）の取り組みを推進します。
 - ・ 広報紙、隣組回覧、CATV、HP、防災アプリなどを活用し、啓発活動の推進
 - ・ 生ごみの生ごみ処理機等の利用、農地還元など適正な自家処理の推進
 - ・ 生ごみ処理機、生ごみ処理容器（コンポスト等）の設置に対する補助の継続、及び普及促進による生ごみの減量・再資源化の推進
 - ・ 食品ロス削減にむけて、食べ残しを減らそう県民運動「30・10運動※2」や3ない運動（買いすぎない、作りすぎない、食べ残さない）の推進
 - ・ ごみの分別ガイドブック等を活用し、適正なごみ分別方法の周知徹底
 - ・ 資源物回収（容器包装プラスチック、ペットボトル、紙製容器等）の継続と資源化の推進
 - ・ 家庭や事業所を対象とした学習会の開催

- ② 使い捨てプラスチック※3が引き起こす環境問題に関する意識啓発に取り組みます。
 - ・ 広報誌等によるプラスチック環境問題に関する情報提供、学習会の開催
 - ・ エコバック持参によるプラスチック製レジ袋削減の推進
 - ・ 事業者の製品への過剰包装等の削減等啓発活動の推進

- ・ マイボトルの使用、詰め替え製品への転換など、プラスチック製品を使わない選択の推進
- ・ 事業者の製品への過剰包装等の削減等啓発活動の推進
- ・ 信州プラスチックスマート運動※4、信州環境カレッジ講座※5 等、県や関係機関と連携して、学びの場等の情報提供、参加推進。

③ 広報誌や地域組織などとの連携により、ごみ処理に対する意識の醸成を図ります。

- ・ ごみの排出量及び排出実態、資源化の状況について、広報紙等を通じての情報提供による住民への啓蒙、環境学習への支援、推進
- ・ 地区説明会の実施によるごみの減量化・資源化の推進
- ・ 地域や団体等のごみの減量化、資源化への取組の推進及び支援

④ 事業系可燃ごみの減量化、資源化に向けて、事業者へのチラシ配布や展開調査等の啓発を促進します。

- ・ 事業系一般廃棄物と産業廃棄物の分別と適正処理の推進（事業系廃棄物処理の手引き等の活用）
- ・ 村内事業所のごみ排出実態の把握及び適正な指導の実施
- ・ 商工会と連携し、事業者へのチラシ等によるごみの減量化、資源化への協力依頼
- ・ 各事業所での再利用、リサイクル製品（グリーンマークやエコマーク※6 などの付いた環境に配慮した製品）の購入
- ・ 利用促進などグリーン購入※7 の取組みの推進
- ・ 飲食店等による「食べ残しを減らそう県民運動」への協力依頼

⑤ ごみ出し困難者への支援を継続します。

- ・ 社会福祉協議会のヘルパー事業を通じて、高齢者等のごみ分別ごみ出しが困難な方を支援する現在の取り組みを継続します。

⑥ 住民の居住環境を維持するため、村内一般廃棄物最終分場の監視を継続して実施します。

- ・ 県環境保全研究所と連携を取りながら、地元住民とともに現地調査の実施（年6回）
- ・ 水質検査（地下水）の実施（年1回）

【目標指標】

目標指標	現 状(2022 年度)	目標値(2027 年度)	補足説明
家庭系ごみ年間排出量	1,032t	1,011 t	長野県廃棄物処理計画（第5期）目標削減率から算出
家庭系ごみ1人1日当たり排出量	421g	412g	

関連計画

・豊丘村分別収集計画

〔用語解説〕

※1 3R：環境と経済が両立した循環型社会を形成していくための3つの取り組みの頭文字をとったもの。

リデュース（Reduce：発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生利用）の優先順位で廃棄物の削減に努めるのがよいという考え方。

（Reduce：発生抑制）物を大切に使いごみを減らす。必要ないものを買わない、もらわない。

（Reuse：再使用）使えるものは繰り返し使う。または人に譲る。詰め替え用品を使う。

（Recycle：再生利用）ごみを正しく分別し資源として循環。再生製品の利用

※2 30・10運動：宴会・会食時の食べ残しを減らすための取り組みで、「①注文の際に適量を注文しましょう、②＜乾杯後30分間＞は席を立たずに料理を楽しみましょう、③＜お開き10分前＞になったら、自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう」を合言葉に、一人ひとりが「もったいない」を心がけ、美味しく宴会を楽しみつつ食品ロス削減する運動。2011年松本市で始まり、全国的に広まっている。

※3 使い捨てプラスチック：一度使用したら、再資源化または廃棄してしまうプラスチック類テイクアウト用の飲料カップやストロー、シャンプーなどのプラスチック製容器、商品を包んでいるビニール製の包装、レジ袋やペットボトルなど

※4 信州プラスチックスマート運動：意識して「選択 Choice」、少しずつ「転換 Change」、分別して「回収 Collect」の3つの「C」の行動を意識し、県民、事業者、行政それぞれの立場でプラスチックの減量化、資源化、代替品への転換など、プラスチックスマートに基づく取り組みを進め、美しく環境に優しい長野県を目指す県民運動。（プラスチックスマート→海洋プラスチックごみによる地球環境への影響を認識し、生活の中でプラスチックと賢く付き合うことを意識して考え取り組むこと。）

※5 信州環境カレッジ講座：県民、NPO、企業、大学、行政等の協働による全県的な「学び」の場、活動の場。県民の環境に関する「学び」を拡大し、信州の美しく豊かな自然環境の保全や、持続可能な社会を支える人づくりを進める。楽しく学べる講座が多数用意されている。

※6 グリーンマーク：古紙利用製品の使用拡大を通じて古紙の回収・利用の促進を図るため、古紙を原料に利用した製品であることを容易に識別できる目印として財団法人古紙再生促進センターが1981年（昭和56年）5月に策定したマーク。表示の対象物品は、原則古紙40%以上利用して作られた製品。トイレトペーパーは100%、コピー用紙は50%以上と一部の製品にはそれぞれ配分基準が設けられている。



エコマーク：様々な商品（製品及びサービス）の中で、「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境に役立つと認められる商品に付けられる環境ラベル。環境省所管の財団法人日本環境協会によって平成元年（1989年）に制定され



た。このマークを活用することで消費者が環境を意識した商品選択を行ったり、関係企業の環境改善努力を進めていくことにより、持続可能な社会の形成を図ることを目的としている。

※7 グリーン購入：製品やサービスを購入する前にまずその必要性（例えば、本当に購入しなければならないか？所有している物品等の修理はできないか？）を十分に考えること、購入する場合には価格や品質・機能、デザインだけではなく、環境への負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努めている事業所から優先的に購入すること、そして購入した製品やサービスが不要になった場合には適切に廃棄すること、この3つを適切に実施する活動を指す。消費者観点でグリーン購入、生産者の観点ではグリーン調達という。

日本では、グリーン購入に率先して取り組む企業、行政機関、民間団体等によるグリーン購入に関する情報発信や普及促進を図る緩やかな組織としてグリーン購入ネットワーク(GPN)が1996年設立され、2000年5月には「国等による環境物品等の調達等に関する法律(グリーン購入法)」が策定された。グリーン購入法の特定調達品目は、22分野275品目(2020年度)となっている。

(3) 再生可能エネルギーの活用

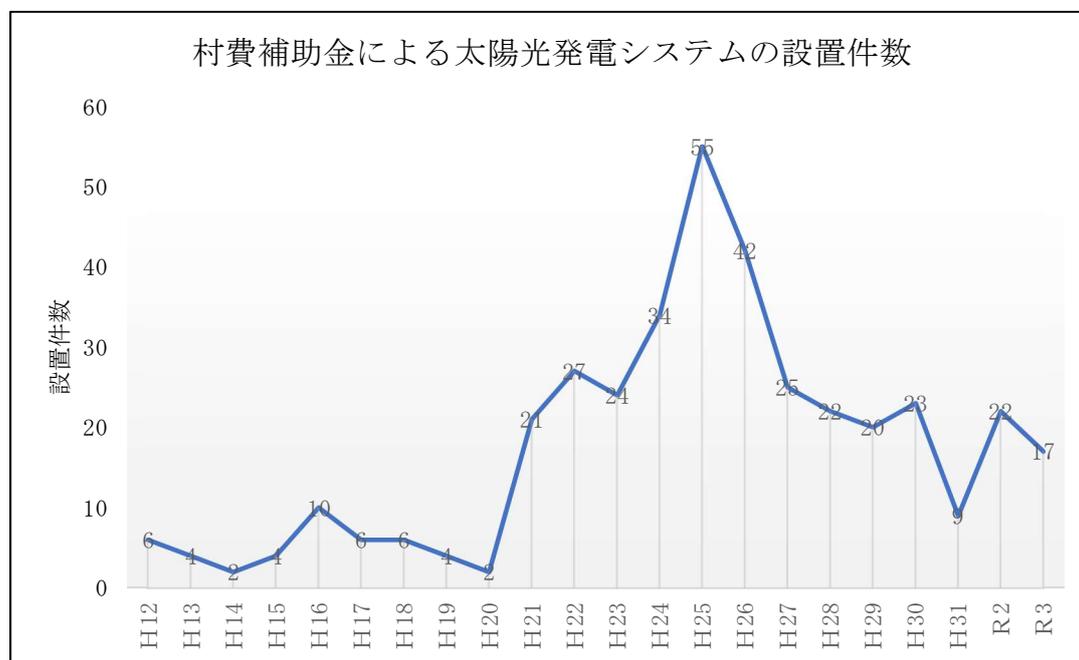
【現状と課題】

村内における太陽光発電設備の導入は、平成6年度から始まった国による設置費用の補助制度に加え、平成12年度に制定された村の補助制度により推進されてきました。全国的な普及が進むと国の補助制度は廃止されましたが、村の補助制度は蓄電池への補助を加えるなど制度内容を変えて現在に至り、村補助金を受けこれまでに導入された太陽光発電設備は令和3年度末までに385件、1,985kwとなりました。

近年の電力価格は様々な要因により高騰しているため、太陽光発電設備への関心は高く、今後も多くの設備設置によるエネルギーの活用が見込まれます。

また、遊休農地や山林などに設置される、いわゆる野立て太陽光発電については補助対象外であり、村への届出を要する条例制定以前の設置が多いことから、件数や規模・発電量を把握できていない状況です。同時に村への届出を規定した「豊丘村の自然環境と開発行為との調和に関する条例」は、土砂災害などの防災上、または景観上の影響が懸念される場合であっても、届出が可能のため、設置を規制する条例の制定が求められています。

さらに、平成24年度から導入された固定価格買取制度により、加速度的に増加した太陽光発電設備は、設置から10年が経過し、今後は故障などによって廃棄される設備の増加が見込まれています。太陽光パネルには有害物質も含まれていることから、適切な廃棄処理が必要とされています。



【基本方向】

発電時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない、太陽光発電など再生可能エネルギーの、更なる活用拡大を目指します。

【施策の内容】

- ① 地球温暖化対策に向けた再生可能エネルギーの活用の啓発を進めます。
 - ・ 環境、防災等に配慮し地域と調和のとれた太陽光発電事業の推進ガイドラインの遵守及び関係条例の制定
 - ・ バイオマスエネルギー※1、小規模水力発電等の研究、情報提供
- ② 野立て太陽光発電設備の設置状況調査を行います。
 - ・ 村内における野立て太陽光発電設備設置状況調査により、再生可能エネルギーの活用状況を把握します。
- ③ 廃棄される太陽光発電設備の適切な処理に向けた啓発及び指導を行います。
 - ・ 適切な廃棄処理を通じてリサイクルされた情報などの発信
 - ・ 信頼できる事業者への廃棄委託の推進

〔用語解説〕

※1 バイオマスエネルギー：木材や海藻、家畜の糞など動植物から生まれた有機物から、酸化・燃焼などの化学反応を介して利用されるエネルギー。木材などのバイオマスを燃焼させれば、二酸化炭素が発生するが、バイオマスは植物由来であり、植物の成長過程で同じ量の二酸化炭素を吸収するため、二酸化炭素は増加しません。バイオマスエネルギーは古くから薪・木炭・家畜の糞尿が燃料として使われてきた。現代の利用方法には、大きく分けて直接燃焼、メタン発酵等の生物化学変換、ガス化などの熱化学変換、化学合成による燃料化などがある。

2 里山風景の保全

(1) 自然と調和した景観形成の促進

【現状と課題】

豊丘村は南アルプスの前山、鬼面山（1,890m）を最高峰とする伊那山脈と天竜川の間、天竜川が形成した日本一とうたわれる河岸段丘の中心に位置し、これらからもたらされる豊かな自然環境は、人の手により整備・維持された里山や農地と調和し、農山村の景観が形成され、村民や村を訪れる人々に自然の恵みと癒しを与えてきました。

しかし里山は長く続く木材価格の低迷により整備されず、農地は農業者の高齢化や農業後継者不足により維持が困難となっています。自然と調和した里山風景を守るため、各種補助事業等により里山整備を推進し、農地の耕作を維持し、またそれらに係る後継者など人材の育成が求められています。

【基本方向】

自然と調和した豊かな里山風景の景観を、村民共有の財産ととらえ、次代に引き継ぐことのできる村を目指します。

【施策の内容】

- ① 国の温室効果ガス排出削減目標の達成などを図るため創設された、森林環境譲与税を財源として、または各種補助事業等により里山の森林整備を行います
 - ・ 森林整備意向調査の実施
 - ・ 経営管理集積計画など整備計画の策定と実施

- ② 農業農村の多面的機能の維持を行う地域の共同活動や、農業を継続する農業者を国県または村補助事業等により支援します。
 - ・ 地域または村民への補助制度の周知
 - ・ 日本型直接支払制度による、農地を維持する地域共同活動への補助
 - ・ 村農業総合振興事業による、営農を継続する農業者への補助

- ③ 村を訪れる観光客等へ里山風景の保全を啓発します。
 - ・ 観光施設への啓発チラシ設置、ポスター掲示等

(2) 空き家・遊休農地対策

【現状と課題】

全国では、人口減少や社会構造の変化、建物の老朽化等に伴い、所有者により適正な管理が行われていない空き家や空き地が増加し、景観・衛生・防犯等の問題が発生しています。村では、平成25年度から平成28年度にかけて、各自治会からの情報を基に外観目視による現地調査を行うとともに、平成29年度に「豊丘村空き家等対策計画」を策定し、適正に管理されていない空き家等への対策方針を定めました。令和4年4月には新たな取り組みを加えるなどして改訂しましたが、今後も引き続き空き家等所有者に対する適正な管理の啓発や空き家の有効活用などの取り組みが必要です。

遊休農地は農業者の高齢化や農業後継者不足により増加傾向ではありますが、国県または村補助事業等による農業者・農業後継者支援から、大幅な増加は抑えられている状況で、今後も農地の貸し借りを仲介する農業委員会の役目は重要となってきます。

近年では地域おこし協力隊の農業研修生制度などにより、新規就農者は増加しており、耕作される農地の維持に繋がっています。

また、道の駅「南信州とよおかマルシェ」を拠点として実施する、観光農業に対応する農園を確保するため、大型バスが通行・停車できる、農地農道整備を村内数か所で着手しており、事業の完成による遊休農地の解消が期待されています。

【基本方向】

空き家や空き地（宅地）の適正な管理と有効活用により、住む人・住みたい人が安心できる村を目指します。

【施策の内容】

- ① 空き家や空き地（宅地）の適切な管理は所有者の責任であることから、所有者への情報の提供と啓発を図ります。
 - ・ 空き家等の情報収集、台帳整備とデータベース化
 - ・ 村広報誌、ホームページ、チラシ等による啓発活動
 - ・ 空き家所有者に対する空き家等の対策や活用に関する情報提供
 - ・ 適正管理できていない空き家等所有者に対する管理改善依頼文書の送付
 - ・ 庁内関係部署や県、関係団体等と連携した相談体制の整備
- ② 空家等対策特別措置法に基づく空き家等対策協議会を設置し、適切に管理されず、生活環境に深刻な影響を及ぼす空き家等について、関係地区や団体などと連携し対策を図ります。
 - ・ 適正な管理がされていない空き家等の調査の実施
 - ・ 空き家等対策協議会の開催
 - ・ 空家等対策特別措置法に基づく特定空家※1等の認定及び必要な措置の実施
 - ・ 特定空き家等除去費補助金の活用

③ 空き家や宅地の利活用を支援します。

- ・ 空き家改修費補助制度の活用
- ・ 空き家情報活用制度の利用促進と移住希望者に対する空き家の情報提供
- ・ 空き家仲介手数料補助制度の活用
- ・ 移住希望者等に対するおためし住宅の利用促進
- ・ 地域住民からの要望による空き家等の有効活用について検討

関連計画

- ・ 豊丘村空き家等対策計画
-

〔用語解説〕

※1 特定空き家：2015年5月に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法律」（以下、「特措法」）で定められている、以下の4つの状態のいずれかにある空き家のことをいう。

- ・ そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ・ 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ・ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ・ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

特措法では、市町村に立入調査、助言・指導、勧告、命令の権限を付与しており、勧告を受けると固定資産税の住宅用地特例除外となり、最終的に命令に従わず改善が見られない特定空き家は行政代執行の措置を講ずることができる。

(3)環境美化活動の推進

【現状と課題】

一般廃棄物や産業廃棄物の不法投棄等は、自然環境や村民に直接的な被害をもたらし、私たちの安心安全な暮らしに大きな影響を与え、里山風景の調和を乱します。

村内で不法投棄として数えられる比較的規模の大きな案件は、毎年10件程度発生しており、県環境課や警察とも情報を共有し対応していますが、不法投棄は人目につかない夜間や早朝などに多く行われるため、投棄当事者に繋がる情報は少なく、その回収や対応に苦慮している現状です。法改正や処理費用の高騰により、不法投棄の増加が心配されるため、今後も監視員によるパトロールや啓蒙普及活動を強化し実施していくことが必要です。

一方、脱炭素社会やSDGsへの取り組みなどから、環境に対する村民の関心は高く、村の呼びかけによる、ごみゼロ運動や河川清掃には、多くの村民が参加しています。更に今後は地域または企業など様々な団体により、自らが環境美化活動を実施されるような環境の醸成が必要です。

【基本方向】

村民や企業などが様々な規模で、自ら環境美化活動を行う村を目指します。

【施策の内容】

- ① ごみのポイ捨て、ごみの不法投棄を防止するため、不法投棄禁止看板の設置や啓発活動、定期的な巡視活動を行います。
 - ・ 不法投棄の情報提供の周知、不法投棄現場確認、回収及び処理
 - ・ 不法投棄常習箇所への不法投棄禁止看板の設置及び更新
 - ・ 担当職員によるパトロールの実施
 - ・ 地域振興局環境課、飯田警察署との情報の共有と連携
 - ・ 不法投棄の巡回及び回収をシルバー人材センターへ委託（月2回）
 - ・ 広報誌や隣組回覧、村ホームページ等による啓発活動
 - ・ 不法投棄者への厳正な対処と悪質者対策の強化
 - ・ 投棄物の内容物の確認及び投棄者が判明した場合の関係機関への連絡

- ② 地域や企業等による環境美化運動を促します。
 - ・ 小、中学校における環境学習（ごみ拾い登校や資源回収、花壇整備、学校周辺の美化活動等）の推進
 - ・ 企業等で開催される学習会に、資料及び情報の提供
 - ・ 村内企業、ボランティア等によるごみ拾いや環境美化運動の支援（ごみ袋提供、回収されたごみの処理）
 - ・ 環境美化運動期間中、ごみゼロ運動でのごみ拾い計画・実施（毎年5月と9月）

- ・ 天竜川河川美化清掃・地区作業等に合わせた取り組み
関係団体との連携など

(4) リニア中央新幹線工場の影響による自然環境の保全

【現状と課題】

リニア中央新幹線に係る工事が進行し、目に見えて村内の景観が変化していく中で、自然環境への影響が心配されています。工場の情報は村広報紙や事業者の工場だよりなどによって周知されていますが、工場に対し不安を感じる村民も少なくない状況にあります。

これに対し、村ではリニア対策委員会などを通じて、村民・村側の要望を事業者に伝え、工場による自然環境への影響など、住民不安の解消に努めてきました。

今後も事業者から村民・村側の要望を伝えるとともに、工場が自然環境に与える影響について注意していく必要があります。

【基本方向】

リニア中央新幹線工場が自然環境に与える影響を最小限に留め、村民がこれまでどおり安心して暮らせる村を目指します。

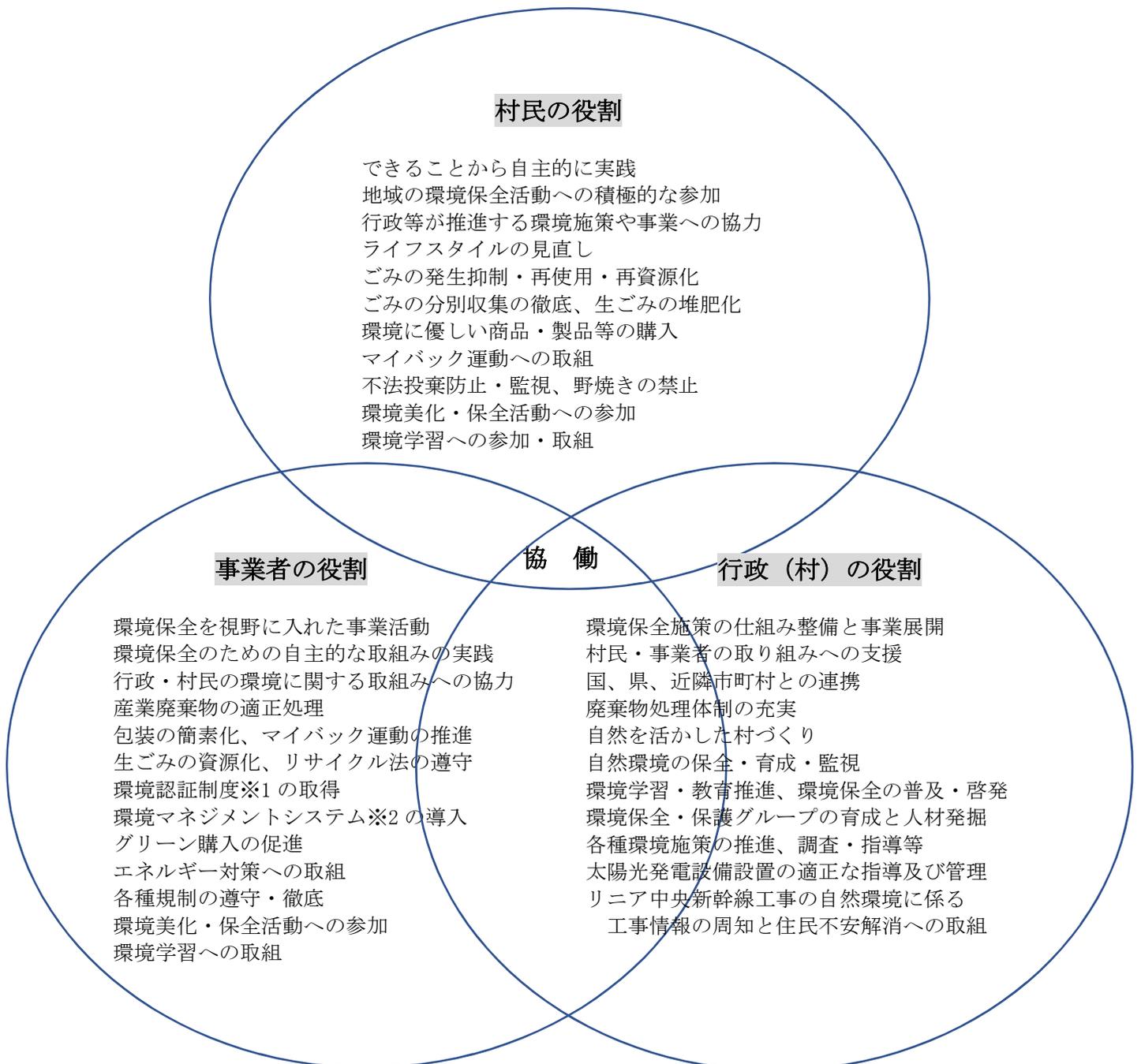
【施策の内容】

- ① リニア中央新幹線工場の進捗状況や環境対策など、自然環境に係る工事情報を村民等に周知し、必要に応じて工場への要望を事業者側に伝え、協議を行います。
 - ・ リニア対策委員会の開催
 - ・ 村広報紙、ホームページ等による工事情報等の周知
- ② 事業者が実施する環境調査の結果を精査し、長野県と協力して要望や改善点などを事業者から意見し、必要に応じて環境対策を協議していきます。

第4章 計画の推進

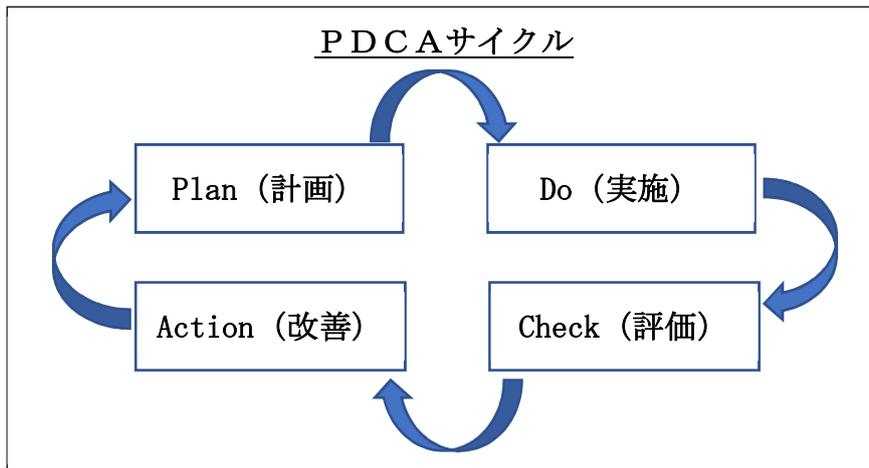
1 計画の推進体制

豊丘村の美しく豊かな自然環境を保全・育成していくためには、村民、事業者、行政がそれぞれの環境に対する責任を自覚し、役割に応じて取組を進めることが必要です。日常生活 や事業活動をはじめ、あらゆる活動において環境保全と育成に向けた行動にそれぞれの立場で取り組むとともに、相互に連携・協力しながらそれぞれの役割と責任を果たすことでこの計画の推進を図ります。



2 計画の進行管理

環境基本計画を推進し、実効性のあるものとするため計画の進行状況を点検・評価して継続的な改善を図っていきます。そのためには、PDCAサイクル（①計画 Plan ②実行 Do ③点検・評価 Check ④見直し Action）による進行管理を目指します。実務的には、実施状況について取りまとめ、点検・評価し、意見聴取します。そして村民や事業者などからも必要に応じ意見聴取することで、改善、見直しを検討していきます。



また、環境基本計画が対象としている内容が幅広いいため、村民や事業者との連携や、国や県、関係機関・自治体などとの協力体制の推進が求められます。計画を推進する中で、これらの課題についても取り組んでいきます。

〔用語解説〕

- ※1 環境認証制度：企業等が自主的に行う環境配慮について、第三者機関が認証することにより、対外的に環境にやさしい企業や製品等をPRする仕組みのこと

- ※2 環境マネジメントシステム：EMS (Environmental management System) ともいわれ、企業や団体等の組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、その達成に向けた取組を実施するための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みのことをいう。環境省が策定した「エコアクション 21」や国際規格の「ISO14001」がある。他にも地方自治体、NPOや中間法人等が策定したものもあり、全国規模のものには「エコステージ」「KES」「環境マネジメントシステム・スタンダード」がある。

[別添資料]

SDGs (Sustainable Development Goals)

SDGsとは、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された経済・社会・環境の課題を統合的に解決することを目指す平成28年(2016年)から令和12年(2030年)までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない(leave no one behind)ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものです。この取り組みの特徴は、大きく5つでありそれぞれ、①普遍性(先進国を含め、全ての国が行動)②包摂性(人間の安全保障の理念を反映し「誰一人取り残さない」)③参画型(全ての利害関係者が役割を)④統合性(社会・経済・環境に統合的に取り組む)⑤透明性(定期的にフォローアップ)となっています。

日本では平成28年(2016年)5月にSDGsに関する第1回会合を開催し、総理を本部長、官房長官・外務大臣を副本部長、全閣僚を構成員とするSDGs推進本部を設置し取り組みを行うとともに、政府によるSDGsを推進するための取り組みを示し、SDGsが創出する市場・雇用を取り込みつつ、国内外のSDGsを同時に達成し、日本経済の持続的な成長につなげていくとしています。

また、パリ協定が発効し、世界の経済・社会活動の方向性が脱炭素社会への転換に向けて動き出しています。

一方、SDGs達成に向け政府が定めた「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」(2016年12月)においては、地方自治体の各種計画にSDGsの要素を最大限反映することが奨励されており、長野県はSDGs未来都市に選定され、長野県SDGs未来都市計画を策定するとともに、長野県の総合計画である「しあわせ信州創造プラン2.0」にも、その取り組みについて示しています。また、市町村でも、持続可能な社会を目指すためにSDGsへの取り組みが始まっています。

豊丘村においても、SDGsなど世界基準に照らして持続可能な村づくりを進めていくため、第6次豊丘村総合進行計画において各施策に関連するSDGsの目標を表記しています。また、村内の個人、企業、NPOなどが行政と連携し、さらに、必要に応じて広域的な連携を行いつつ、積極的に経済・社会や環境等の課題に関わることが求められます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



- 目標 1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- 目標 2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- 目標 3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- 目標 4 すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
- 目標 5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
- 目標 6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- 目標 7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
- 目標 8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
- 目標 9 強靱(きょうじん)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
- 目標 10 各国内及び各国間の不平等を是正する
- 目標 11 包摂的で安全かつ強靱(きょうじん)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- 目標 12 持続可能な生産消費形態を確保する
- 目標 13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- 目標 14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- 目標 15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
- 目標 16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
- 目標 17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化するあらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ